

陳 情	受 理 番 号	86	受 理 年 月 日	令和元年 5 月 17 日	付 託 委員会	総 務
件 名	公契約条例の制定を求める陳情					

公契約条例の制定を求める陳情

【陳情の趣旨】

公共事業・公共サービスは、住民生活を支えるために不可欠なものです。しかし、それを現場で支える労働者の間に格差と貧困が広がっています。私たち沖縄県労働組合総連合（県労連）は、「税金でまかなう事業からワーキングプアをなくし、労働者に少なくとも生活賃金を保障すること」、「職務・専門性・職責に見合った適正賃金を保障すること」、「入札による雇い止めをなくし、安定雇用で経験・熟練を活かせるようにすること」をめざして、公契約適正化の運動に取り組んできました。

地方自治法第2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」としています。当然、税金の無駄遣いはあってはなりません。現場で働く労働者の雇用と賃金・労働条件は適正な水準を確保しなければ、住民の福祉の増進にはつながらず、公共サービスの目的を達成できません。よい仕事をするには、よい労働条件が不可欠です。このことを、発注者と受託事業者、住民の了解事項とし、公契約において実現することが求められています。

2010年の千葉県野田市を皮切りにして、公契約条例を制定する自治体が増加し、昨年は沖縄県議会においても「沖縄県の契約に関する条例」が制定されました。県労連は、貴自治体におかれましても公契約条例を制定していただくよう陳情するものです。

【陳情事項】

貴自治体において、下記の事項を内容とする公契約条例を制定していただくこと。

- 1、公共工事だけでなく、業務委託、指定管理者を含むすべての公契約を対象としていただくこと。
- 2、労働者は労働基準法上の労働者に限定することなく、道具持ち労働者（いわゆる一人親方）についても、実態に即して対象としていただくこと。
- 3、条例は規制型とし、公共工事における賃金水準は、公共工事設計労務単価を踏まえた適正水準としていただくこと。
- 4、賃金決定に関しては、労働者代表を含む委員会方式としていただくこと。 以上